

第1回 東近江市立学校通学区域審議会議事要旨

- 日 時 11月24日(水) 午後6時30分から
- 場 所 能登川コミュニティセンター 学習室1, 2, 3
- 出席者 委員18名 事務局
- 次 第
 - 1 教育長あいさつ
 - 2 委員委嘱及び任命
 - 3 会長及び副会長の選出
 - 4 諮問
 - 5 議事
 - ・能登川地区の東近江市立小学校に係る通学区域について
 - 6 その他

1 教育長：あいさつ

2 委員委嘱及び任命

- ・委嘱状の交付

3 会長及び副会長の選出

- ・委員18名中18名の参加により審議会成立。

4 諮問

- ・教育委員会から会長へ諮問
- <諮問内容は、別紙『諮問書』のとおり>

5 議事：能登川地区の東近江市立小学校に係る通学区域について

<事務局から説明>

○審議会の設置目的

- ・東近江市立学校通学区域審議会要綱

第1条：「市立学校の通学区域について、その適正化と良好な教育環境の構築に資するため、東近江市立学校通学区域審議会を設置する。」

第2条：「審議会は、東近江市教育委員会の諮問に応じ、東近江市立学校のあり方等について調査・検討を行い、教育委員会に答申するものとする。」

- ・現在の小学校区における児童数の推移について説明。

○学校別の現状と想定課題を説明。

【能登川南小学校区】

- ・当校区では、令和3年5月1日現在の0歳児の住民基本台帳人口は139人となっている。0歳から5歳までは、各年齢139人から100人の間で推移し、クラス編成は35人学級で4クラスを想定している。
- ・この増加に併せて、今後の住宅開発等に伴う人口の増加を見込むと、1学年6学級になることが想定される。

- ・学校施設（教室数等）の不足や学級運営等をはじめとした過密化による課題が現れてくることが予想される。
- ・具体的には、運動場や体育館を使用した行事等に全校そろってできない。1度に行うことができないといったことが想定される。

【能登川西小学校】

- ・0歳から5歳で22人から29人と今後も1学年1学級で推移している。
- ・1学年の児童数は更に減少することが予想される。

【能登川東小学校】

- ・ピーク時は、1学年5学級、全校で児童数1,000人を超える大規模校であった。
- ・0歳から5歳では63人～31人の間で推移し、3歳児、1歳児については1学年1学級の人数規模となる見込みである。
- ・1学年2学級の継続が難しい状況である。

【能登川北小学校】

- ・1学年1学級で、5歳児14人から0歳児5人と1学年10人前後で推移している。
- ・複式学級規模となる学年も現れ始めると予想される。

複式学級の説明：小学校では、他の学年の児童と合わせ16人までであれば1学級とする。

1年生を含むときは8人までとなる。

- ・学校教育基本法施行規則では、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下が標準となっている。
- ・1学年2から3クラス程度が適正規模であり、本市でもこれに近づけることが望ましいと考える。
- ・諮問書のとおりとする場合、児童数の推移を説明。

○資料説明

【令和6年度から通学区域を見直すと仮定しての校区別人口】

能登川東小学校、能登川西小学校、能登川南小学校、それぞれ令和6年度に3歳の子どもたちが小学校に入学する年から変更後の人数を表記している。

<1段目 能登川東小学校>

- ・能登川東小学校区の長勝寺町、神郷町を能登川南小学校に移した場合で、能登川南小学校の林町の一部（JR琵琶湖線より西側、レインボーシティ含む）を加えても、令和6年度379人、令和9年度には344人と減少する見込みである。

<2段目 能登川西小学校>

- ・山路町を加えたときの児童数を表記している。
- ・令和6年度176人、令和9年度219人で、各学年41人、40人、34人、49人となり、全学年2クラス規模となる。

<3段目 能登川南小学校>

- ・林町を能登川東小学校に、山路町を能登川西小学校に移し、能登川東小学校のうち、長勝寺町、神郷町を能登川南小学校に加えると、令和6年度637人、令和9年度575人となり、現行で3クラス程度となる。
- ・今後の児童数の増加を想定すると、最大5クラス程度までに収まり、良好な教育環境を保つことができる人数と考える。

<4段目 能登川北小学校>

- ・現状どおりとし、今回の審議の対象ではないが、児童数の減少は顕著である。

・川南町、阿弥陀堂町、新宮町、乙女浜町を加えても 11 人にしか増えない。課題の先送りにとどまる。

<今後の見込み>

・今後の開発の見込みは、見直し（案）の能登川南小学校区で 280 区画程度、能登川東小学校区で 50 区画程度増加と見込んでいる。

<再編計画案に関する地域の通学距離>

- ・学校までの通学距離について資料を見ながら説明。
- ・現在、能登川南小学校に通学している山路町は、能登川西小学校の方が近くにある。
- ・現在、能登川南小学校までの通学距離は 1.9 km。能登川南小学校までは、県道 2 号、J R 琵琶湖線を横断する必要がある。
- ・能登川南小学校へ最短距離となる林踏切付近は車両通行量が多く、踏切部分に歩行者用通行帯もない。そのため、より安全な猪子踏切に迂回して通学している。
- ・山路町から能登川西小学校までの距離は、山路町の一番遠いところから外回りをすると 1.7 km と現在の能登川南小学校までの 1.9 km と比較しても少し短い距離となる。
- ・現在、能登川西小学校の通学路となっている県道 2 号を通るルートを選ぶと、能登川南小学校までと同じ 1.9 km となる。
- ・山路町から能登川西小学校への通学では県道 2 号と J R 琵琶湖線の横断がなくなる。
- ・安全性が高まる可能性がある。
- ・林町の J R 琵琶湖線より西側の地域について説明。
- ・J R 線より西側の林町地域について、能登川南小学校への通学距離と能登川東小学校への通学距離は、ほぼ同じ。
- ・一番遠いところで、能登川南小学校まで 1.5 km、レインボーシティの一番近いところだと 1.0 km となる。
- ・山路町と同様に、林踏切を回避し、猪子踏切に迂回して通学可能となる。
- ・こちらの能登川東小学校までの距離は、1.3 km、レインボーシティでは 1.6 km となる。
- ・林町から能登川西小学校への通学では、一部、県道 2 号と J R 琵琶湖線の横断がなくなる。

<神郷町、長勝寺町について説明>

- ・現状、長勝寺町から能登川東小学校までは 2.9 km。能登川南小学校へ通うとなると 1.8 km。
- ・神郷町から能登川東小学校までは 2.7 km、能登川南小学校までは 2.3 km。
- ・神郷町、長勝寺町の一部は、能登川南小学校へ通学すると、2.5 km 以内となる。
- ・児童に過度の負担をかけない適切な通学距離となる。
- ・神郷町と長勝寺町を含む一部地域における経過措置として 1、2 年生のスクールバスを利用した遠距離通学の負担及び 3 年生以上の J R 琵琶湖線、県道 2 号を横断する徒歩通学の負担軽減が期待される。

<東近江市能登川地区小学校通学区域再編計画（案）の説明>

- (1) 能登川南小学校区のうち山路町を能登川西小学校区とする。
 - (2) 能登川南小学校区のうち林町（J R 琵琶湖線より東側を除く。）を能登川東小学校区とする。
 - (3) 能登川東小学校区のうち神郷町（神郷団地自治会、旭ヶ丘自治会、平成 31 年 3 月新たに市街化区域に編入された区域を除く。）、長勝寺町（桜ヶ丘自治会、平成 31 年 3 月新たに市街化区域に編入された区域で桜ヶ丘自治会北部の区域を除く。）を能登川南小学校区とする。
- ・能登川北小学校については、現状どおりとする。

○事務局から補足説明

- ・今回の見直し案は自治会単位。自治会を分断しないという考えを基に作成している。

<質疑内容>

Q 自治会単位で検討しているとのことだが、林町などは本町自治会に属するところもある。どこからどこまでがその自治会に属すのか。

A 町名での単位ではなく、自治会単位として検討しているため、対象自治会は、山路自治会、林町自治会、レインボーシティ自治会、長勝寺自治会、神郷自治会となります。

Q 開発により増える児童数の想定資料はないか。

A 今回の資料の児童数推移表には、今後の開発による増加数は入っていません。

今回の推移表は本年5月1日時点の住民基本台帳から算出した数字で、今後開発される見込み箇所図は資料6ページのとおりです。おおむね280戸、約200人程度児童数が増えると見込んでいます。その場合、能登川南小学校で800人から900人といった児童数になる想定です。

Q 4小学校は触らない形での再編計画か。

A 今回の審議は、学校を無くすことを議論いただくものではありませんが、能登川北小学校の児童数は、今後かなり厳しい数字が続くと予想されます。それについての議論はもう少し先の議論になると考えており、今現在は、無くすという考え方はありません。

Q 合併直前、能登川町で通学区の審議会が開かれ、答申は出たが実行は難しかったと聞いている。その時の経過と、当時と現在で課題がどのように違うのか。

A 前回は、平成17年3月に答申がされています。当時も能登川南小学校の児童数の増加に伴い通学区の変更を諮問されたものです。当時は、駅西の区画整理で、能登川駅西口が完成し、山路地区の人口が増えてきた時期ですが、最終的に不調となりました。しかしながら、その際は能登川南小学校もまだ増築する余地があったことや、山路地区が能登川西小学校に移ると西小学校の増築が必要だったこともあります。そのため、結果的に能登川南小学校を増築するという結論に至っていません。

今回の見直しについても、基本的には似た課題を抱えてのものでありますが、異なる点は、神郷・長勝寺自治会の遠距離通学を解消しようという点が加わっていることです。

また、前回は能登川地区全体の見直しという考えもあり、北小学校の児童数の減少に伴う乙女浜地区・新宮西地区の通学区の変更という議論もありましたが、そちらも御理解が得られず最終的に変更なしとなった経緯があります。

また、合併後、過去に2度同審議会がありました。どちらも自分の地域の学校の課題を解決するために議論をいただいたもので、子どもが減ってきた学校をどうするか、増えた学校、古くなった学校をどうするかをその地域の人に検討いただきました。今回大きく違うのは、子どもの数が増え設備が不足するのは能登川南小学校ですが、子どもが移る東小・西小も影響を受ける点です。

このまま推移すると西小は今と同じ単級の学年が続き、東小についても10年後には概ね単級の学年となることが予測されます。学校運営には、単級よりは2～3クラスの方が良いとされており、そういった部分も踏まえて、子どもの学ぶ環境としてどうなのかという視点も含めて審議会で議論いただければと考えています。

6 その他

- ・今後のスケジュール
- ・連絡事項

以上

東教総第 652 号
令和 3 年 11 月 24 日

東近江市学校通学区域審議会会長 様

東近江市教育委員会
教育長 藤 田 善 久

諮 問 書

能登川地区の東近江市立小学校の通学区域について、子どもたちのより良い教育環境構築のため、東近江市立学校通学区域審議会要綱第 2 条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 現状と課題

東近江市能登川地区の小学校は、明治から昭和初期までの統廃合を経て、昭和 22 年の学制改革による新制小学校の発足とともに現在の 4 小学校となっています。

この 4 小学校は、能登川町合併前の旧村区域を基本に設置されており、能登川東小学校は八幡村、能登川西小学校は伊庭村及び能登川村、能登川南小学校は五峯村、能登川北小学校は栗見村を校区（通学区域）としています。そのため、地域に根ざした歴史は古く、地域に愛され地域とともにある小学校として歩んできています。

また、能登川東小学校は校区も広く、昭和 52 年までは小学 3 年生までが通う 2 つの分校を有しており、分校廃止後もスクールバスを運行し通学上の安全、安心の確保を図ってきています。

能登川地区は、自然や歴史、文化の地域資源に恵まれている上に、J R 琵琶湖線能登川駅があり居住環境も良好です。J R 琵琶湖線より東側は昭和 50 年頃から住宅開発が進み、人口の急増が見られた時期が長く続きました。その後、人口増は落ち着きを見せていましたが、東近江市の合併とともに、都市計画において副次都市拠点に位置付けられ、平成 31 年 3 月に佐生町、佐野町、長勝寺町、神郷町の一部が市街化区域に編入されたことから、今後更なる住宅開発とともに人口の増加が見込まれています。

一方、市街化調整区域では、少子高齢化とともに人口減少といった課題が見られるようになってきています。

児童数の推移を見ると、能登川南小学校区では令和 3 年 5 月 1 日現在の 0 歳児住民基本台帳人口が 139 人となっており、1 歳児に比して 39 人の増加を示しています。この増加に今後の住宅開発等に伴う人口の増加を見込むと、1 学年 6 学級になることを想定する必要があり、学校施設（教室数等）の不足や学級運営等をはじめとした過密化による課題も多く現れてくることが予想されます。

一方、能登川西小学校は、今後も1学年1学級で推移し、1学年の児童数はさらに減少することが予想されています。

能登川東小学校は、かつて1学年5学級、全校で児童数1,000人を超える大規模校でしたが、令和3年5月1日現在の1歳児住民基本台帳人口が31人と、1学年2学級の継続が難しい状況となってきています。

能登川北小学校は1学年1学級で、1学年10人前後で推移しますが、今後数年以内に複式学級規模となる学年も現れます。

市内小学校の通学手段は、徒歩通学を基本としており、遠距離通学者にはスクールバスを運行し対応していますが、近年バス運転手不足により、運行の継続が難しくなっています。今回の通学区域の見直しにより通学距離をおおむね2.5キロメートル以内で児童に過度の負担をかけない適切な通学距離とすることも期待されています。

このような状況から、能登川地区の子どもたちの良好な教育環境を構築するため、次の東近江市能登川地区小学校通学区域再編計画（案）について検討、審議いただき、令和4年7月31日までに答申いただくようお願いするものです。

2 諮問事項

東近江市能登川地区小学校通学区域再編計画（案）

- (1) 能登川南小学校区のうち山路町を能登川西小学校区とする。
- (2) 能登川南小学校区のうち林町（JR琵琶湖線より東側を除く。）を能登川東小学校区とする。
- (3) 能登川東小学校区のうち神郷町（神郷団地自治会、旭ヶ丘自治会、平成31年3月新たに市街化区域に編入された区域を除く。）、長勝寺町（桜ヶ丘自治会、平成31年3月新たに市街化区域に編入された区域で桜ヶ丘自治会北部の区域を除く。）を能登川南小学校区とする。

能登川地区児童数の推移

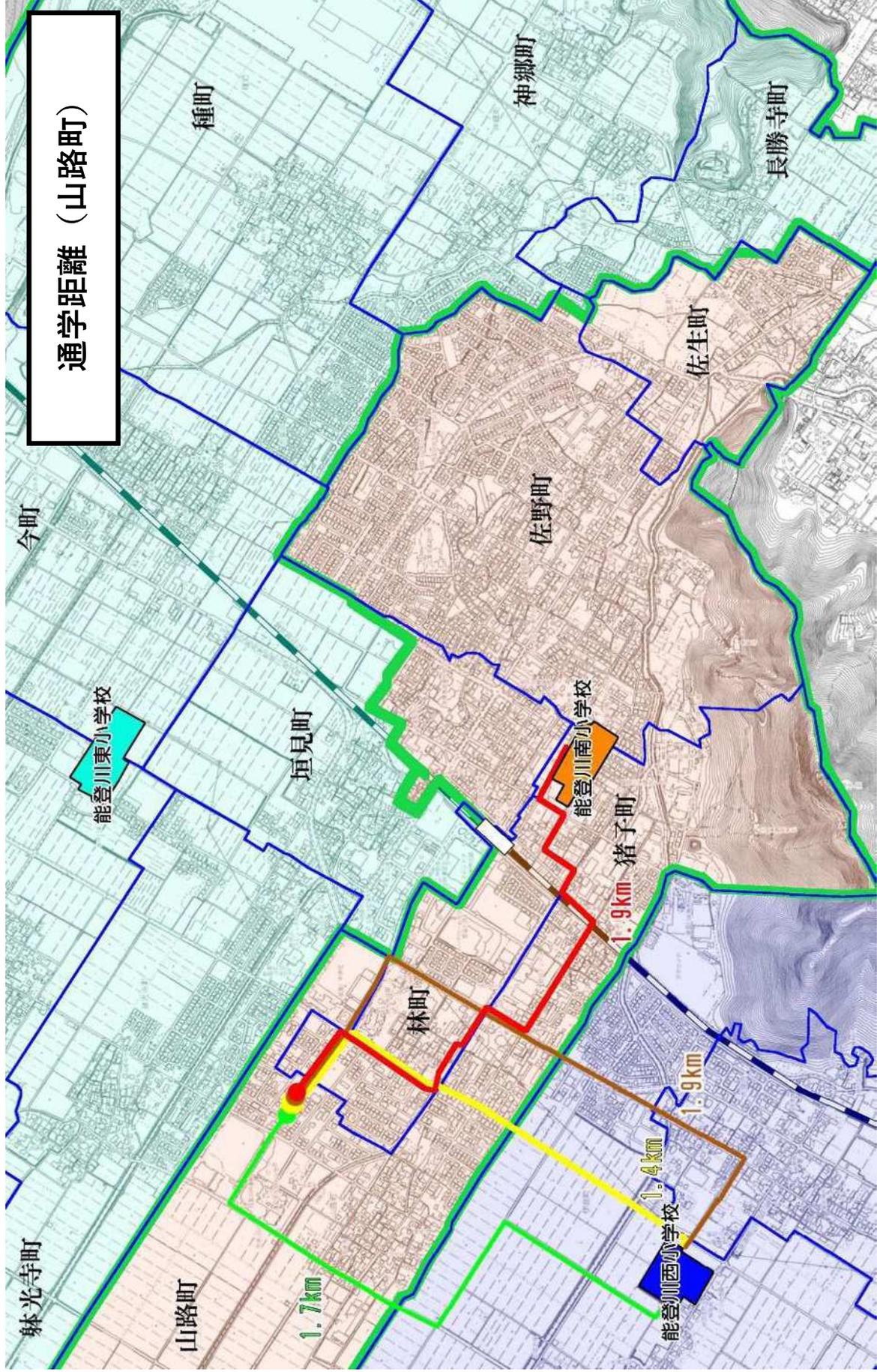
令和3年5月1日住民基本台帳人口（外国人含む）

学 校 名	学年別 各学校の児童数（人）										0-1歳 /5-6年	年度別 各学校の全校児童数（人）					R9/R3				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1学年	2学年	3学年	4学年		5学年	6学年	令和3年	令和4年	令和5年		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
	能登川東小学校	43	31	47	35	54	63	58	69	83		76	76	88	△ 54.9	450		425	403	362	326
能登川西小学校	28	22	23	25	26	29	26	27	27	28	35	28	△ 20.6	171	172	163	160	156	151	153	△ 10.5
能登川南小学校	139	100	117	107	130	119	111	107	96	128	90	108	20.7	640	651	691	670	691	684	712	11.3
能登川北小学校	5	8	7	8	12	14	14	12	11	10	14	8	△ 40.9	69	75	73	71	67	63	54	△ 21.7

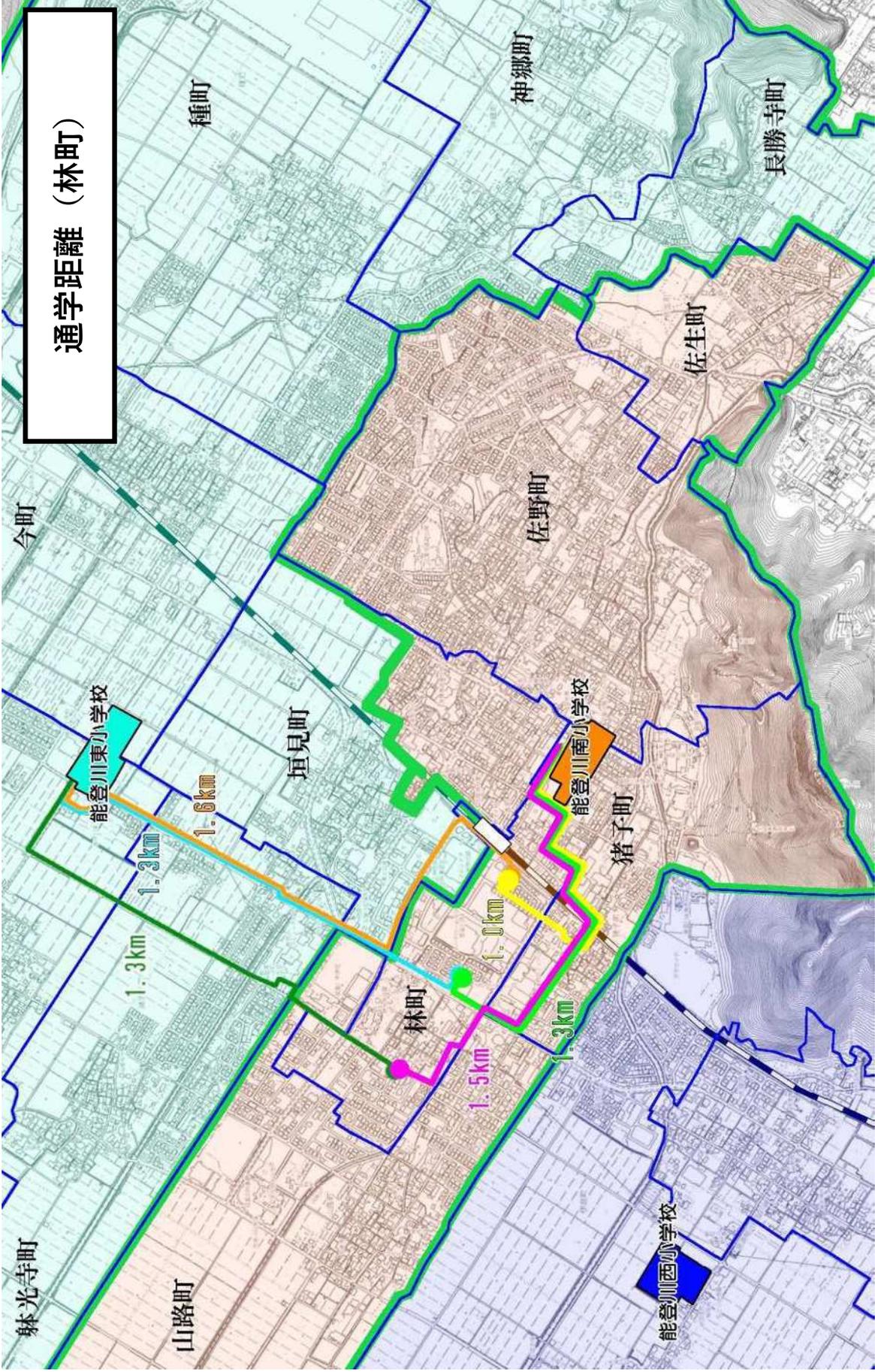
令和6年度から通学区域を見直す仮定しての校区別人数（令和3年5月1日住民基本台帳人口（外国人含む）を基に算出）

学 校 名	学年別 各学校の児童数（人）										0-1歳 /5-6年	年度別 各学校の全校児童数（人）					R9/R3				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1学年	2学年	3学年	4学年		5学年	6学年	令和3年	令和4年	令和5年		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
	能登川東小学校	66	44	65	52	54	63	58	69	83		76	76	88	△ 32.9	450		425	403	379	361
現校区の長勝寺町、神郷町を能登川南小に移し、能登川南小の林町を加える。（各学年2クラス想定）																					
能登川西小学校	49	34	40	41	26	29	26	27	27	28	35	28	31.7	171	172	163	176	189	196	219	28.1
現校区に能登川南小の山路町を加える。（各学年2クラス想定）																					
能登川南小学校	95	75	82	74	130	119	111	107	96	128	90	108	△ 14.1	640	651	691	637	623	591	575	△ 10.2
現校区の林町を能登川東小に、山路町を能登川西小に移し、能登川東小の長勝寺町、神郷町を加える。（各学年3クラス想定）																					
能登川北小学校	11	15	15	17	12	14	14	12	11	10	14	8	18.2	69	75	73	80	84	87	84	21.7
現校区に川南町、阿弥陀堂町、新宮町、乙女浜町を加えても課題の先送りにとどまるため、校区は現行のままとする。																					

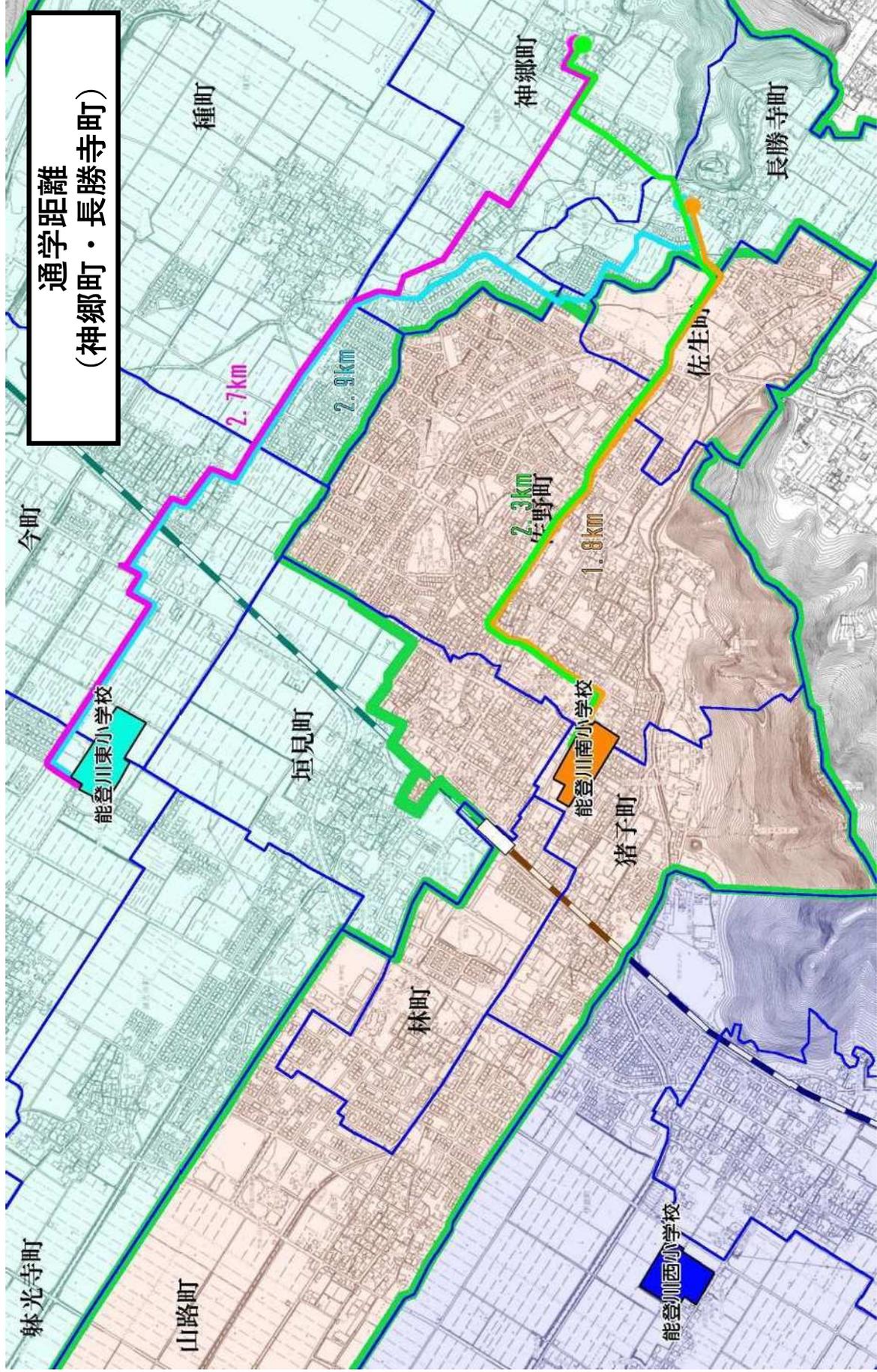
↑ 令和6年度以降、仮定のとおり変更。

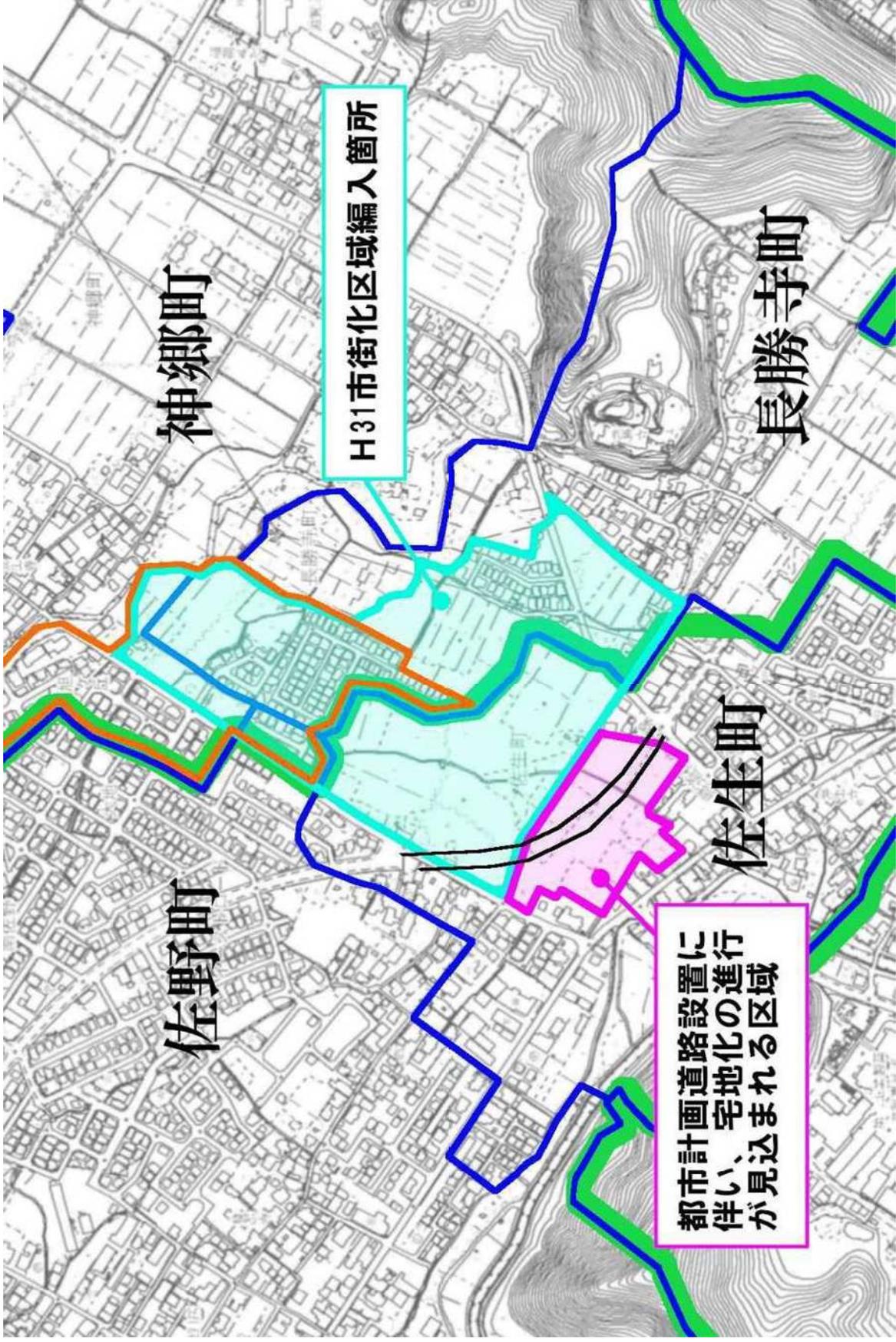


通学距離 (山路町)



通学距離 (林町)





再編（案）

